令和 4 年秋季全国火災予防運動

実施期間:令和4年11月9日(水)~11月15日(火)

防火標語:『お出かけは マスク戸締り 火の用心』



(写真提供:一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会)



令和4年秋季火災予防運動

令和4年11月9日(水)から15日(火)までの7日間にわたり、令和4年秋季火災 予防運動が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当た り、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする 死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

運動期間中の重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底





週間中の取組

火災予防運動では、期間中に掲げる重点目標に向けた取組として、「<u>住宅防火 いのちを守る 10 のポイントー4つの習慣・6つの対策</u>」、「<u>あぜ焼・草焼きの注意喚起</u>」及び「<u>住宅用火災警報器の設置の徹底・</u> 適切な維持管理」について積極的に広報し、住宅における防火安全対策を進めるとともに、事業所での防 火安全対策やあぜ焼きなどからの火災を予防するための対策を推進します。

また、関係機関、関係団体、事業所、自治組織及び地域住民等とも連携し、それぞれの立場においてこの 運動を積極的に展開し、火災及び災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

事業所の方へ

1 防火安全対策の徹底

事業所における火災は一般住宅と比べ、甚大な被害が予想されます。

『慣れ』や『油断』が火災を招くということを忘れずに、日頃から火災予防を心掛け、事業所を自分たちの手で守るために、次のことを徹底しましょう。

- (1) 避難経路の管理 チェックマ
 - □ 避難□、避難経路を事業所全体で周知する。
 - □ 災害時の避難誘導の役割を分担しておく。
 - □ 避難口、避難経路付近に物が置かれたままになっていないか。
- (2) 火気・設備の管理 チャクマ
 - □ 火気の取扱管理は徹底できているか。
 - □ 危険物の管理状態は適切か(転落防止措置など)。
 - □ 設備等の故障はないか。定期的な点検を実施しているか。
- (3) 消防訓練



- □ 消防訓練を計画的に実施しているか。
- □ 日時、場所、内容等、事前の計画に沿って実施できているか。
- □ 通報訓練は適切に行えているか。
- □ 地震に対応した訓練を実施しているか。
- (4) 消防用設備等点検 **5.7**
 - □ 消防用設備等の周囲は整理されているか。
 - □ 消防用設備等の取扱方法が周知されているか。
 - □ 日々の点検及び、業者による点検を定期的に実施しているか。







消防用設備等点検報告制度

◆点検の種類と期間

機器点検・・・6か月に1回

総合点検・・・1年に1回

- ◆点検防火対象物区分及び報告期間(消防署長への報告が義務)
 - •特定防火対象物 1年に1回(例)旅館、病院、社会福祉施設、飲食店、店舗など
 - ・非特定防火対象物 3年に1回 (例) 工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ◆点検資格者による点検が必要な防火対象物
 - 1 消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要
 - (1) 延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物
 - (2) 地階又は3階以上の階に特定用途(旅館、病院、飲食店、店舗など)があり、かつ、階段が屋内に1つしかないもの(屋外階段等があれば免除)
 - 2 防火対象物の関係者 上記以外の防火対象物 消防設備士等に点検してもらっても構いません。

報告を怠ると・・・

<u>罰則あり</u>!

町内会・自治会の方へ

- 1 自主防災意識を高めるために
 - (1) 自分の生命や財産は自分で守る。
 - (2) 自分たちの地域は自分たちで守る。 これが自主防災の基本です。家庭内・町内会・自治会等で火災予防 について考える機会を設け、いざという時にお互いが協力し、助け合う準備をしておきましょう。
- 2 放火火災に対する地域対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、地域一体となって放火火災に対する対応力を向上させる必要があります。地域全体の安心・安全な環境の確保に向けた日頃からの取組が大切です。

3 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の必要性 住宅用火災警報器の設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。 各地域から住宅火災による被害をださないためにも、未設置世帯に対する設置の働きかけに、ご協力をお願いします。

また、火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れが高まります。10年を目安に交換しましょう!

4 寝たばこ注意!

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによる死者が多く 発生しています。寝たばこ火災を防ぐために、次のことを守りましょう。

- ふとんの中で吸わないこと。
- 消えたかどうか絶対確認をすること。
- 5 住宅防火 いのちを守る10のポイント

住宅火災による死者の半数以上は高齢者の方で、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加するおそれがあります。 住宅火災による死者の発生防止対策として、「いのちを守る10のポイント —4つの習慣・6つの対策—」について、各家庭、各地域に浸透するよう、ご協力をお願いします。

6 あぜ焼・草焼きからの火災予防

あぜ焼き・草焼きの火が山林に延焼し山火事や、住宅に延焼することがあります。また、高齢者が一人であぜ焼きを行っていたところ、火炎が大きくなり死亡するといったケースも発生しています。

あぜ焼き、草焼きの火災は、火入れしている人たちの慣れや慢心が一番の発生原因だと言えます。あぜ焼きなどをされる場合は、風の状態や周囲の状況などに十分注意し、火災を出さないようにしましょう!





住宅火災を防ぐには 《防火の習慣》

住宅火災は財産だけでなく、自分や家族の命、ご近所の方の安全をも危険にさらす恐ろしいものです。

令和3年における建物火災の件数は、19,461件にものぼり、1日当たり約53件、約27分に1件のペースで発生しています。また、住宅火災(一般住宅、共同住宅等)における死者は999人であり、毎年約1,000名の方が住宅火災により亡くなっています。

火災の危険は、想像以上に私たちの身近なところにあるのです。

火災を防止し、また、最小限度にとどめるためには一人一人の心がけと、家族やご近所の協力体制が必要となります。

日頃から万が一の場合に備えて以下のことに注意するとともに、ご近所による協力体制を作るように心がけましょう。



1階、2階に1本ずつ 住宅用消火器を置く。

(床から1.5m以下の低い場所に置く。水や油で濡れる位置に置かない。使い方を訓練しましょう。)



内装材は火を広げにくい 不燃性のものを使う。



避難の経路は いつも整理整頓をする。



家のまわりに燃えやすいものを置かない。



ご近所の火災警報器の音 にも関心を持つ。



町内会などで実施される 防災訓練へ参加する。



火災から身を守るためのポイント



1 火を出さない

火災を未然に防止するためには、安全装置がついた調理器具や暖房器具を使用することが有効です。

2 火を広げない

火災の拡大防止を防止するためには、着火物となるカーテンや寝具類などに燃えにくい防炎品を使用 することが有効です。

3 早く知る

火災を早期に発見するために、寝室や台所に住宅用火災警報器を取り付けておけば、火災をいち早く発見し、就寝中でも警報音等で火災の発生を知ることができます。

4 早く消す

火災を初期の段階で早く消すためには、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、さらに火災による 熱を感知して自動的に放水する住宅用スプリンクラー設備などを設置すると効果的です。

住宅用防災機器等の設置例



≪防火MEMO≫